

フランスにおける「地域圏（州）*région*」再編に関する歴史的考察

— province との比較を通して —

A Historical Study on the Reorganization of the French Regional System
— Through Comparison with “Province” —

福留 邦浩*

Kunihiro Fukudome*

はじめに

2014年、オランド大統領の肝煎りにより地方自治制度改革が提起された。改革法案は国民議会と元老院での審議を経て、同年11月20日に法制化され、2016年に施行された。本稿は、この改革の意味をフランスの地方制度改革の歴史を紐解きながら検証し、その行方を考えてみるきっかけとするための考察である。

1. 「プロヴァンス *province*」について

「フランスは中央集権国家である」とは、フランスの国柄を語る際に必ずと言っていいほど指摘されることである。そのことは、試みにフランスの政治について述べた概説書の類いをひもとけば容易に見出すことができる。それによると、「中央集権的フランス」は、1789年のフランス革命とその後のナポレオン・ボナパルトの治政の下で完成されたとされる [大山 (1993)、82]。では、フランスの地方行政機構は革命により、どのような変貌を遂げたのであろうか。それは一言で言えば、「地方 (プロヴァンス *province*)⁽¹⁾」の廃止と「県 (デパルトマン *département*)」の創設ということになる。

「フランス」は歴史的に見て、当初から自然的な単一国家だったわけではなかった。「むしろ複数の別の国家にもなり得たはずの複数民族複数言語の諸『地方』(プロヴァンス)を、無理やり中央集権国家にしたあげたのがフランスの歴史ということになろう」とも解釈できるのである [磯部 (1990)、108-109]。

では、なにゆえに革命に際し、*province* は廃止される必要があったのであろうか。そのことを理解するには、*province* とはどのようなものかについて知っておかなければならないであろう。

*日本経済大学経済学部商学科

(1) 以後、適宜、フランス語で *province* とだけ書いたり、フランス語発音をカタカナで転写した「プロヴァンス」としたり、日本語訳で「地方」、「州」と使い分ける。

province は「地方」のほかに「州」とも訳される。もともとは古代ローマの「属州」を意味するラテン語「プロウィンキア *provincia*」から派生した単語である⁽²⁾。もっとも、中世においては、この province という語はあまり普及せず、この語が定着を見せるのは後期ヴァロア朝以降（16世紀）のことである。そして中世において、province の代わりに最も頻繁に用いられたのが「くに（ペイ pays）」であるが、意味する内容は同じものである。[高橋（1968）、84ページ]。そして後世、pays は province の下位区分として用いられるようになった [MOUSNIER (1974), 471]。

province あるいは pays は「固有の土地、歴史、自然、人間的諸条件をもち、歴史的に形成された統一性を保っているものであり、この統一性は政治的・行政的・あるいはその他の事情の変化によっても基本的には崩されずに存続」していった [高橋（1968）、86]。ここで言う歴史的形成は、はるかカロリング朝時代の「領邦（プランシポテ *principauté*）」にまでさかのぼりうるものとも考えられる [佐藤（2001）、84-87]。具体的には「ノルマンディ」や「ブルターニュ」、「ブルゴーニュ」などの区域が例としてあげられよう。これらは部族意識に基づく領域的まとまりに淵源している。カペー朝（987-1328）以来、パリの国王勢力によって、「領邦」は征服併合されたり、あるいは婚姻を通じた血縁関係により相続され、フランス国王の支配下に入っていった。しかしその後、新たな国王代官が任命されたとしても、その領域区分そのものは、ほぼそのまま踏襲されていくのである。そのような「プロヴァンス（pays も含めて）」の数はいくつあったのであろうか。実は、アンシャン・レジーム期、特に一八世紀の「プロヴァンス」概念はきわめて主観的なもので、その数、実体ともに不明確であった。[羽貝（1990）、63]。ちなみに1753年ごろは58あったという⁽³⁾。しかし、その広さはまちまちであった。「ノルマンディ」や「ブルターニュ」のように、革命後は複数の「県」に分割されるほど広大な province もあれば、「県」よりも小さい province もあった。

たとえば、昨今、日本でもブームになっている「ボジョレ・ヌーヴォー」であるが、「ボジョレ Beaujolais」は、革命までは province であった。文末の [地図1] を見ていただきたい。地図中に「ボジョレ」の記載はない。「ボジョレ」の場所は、地図中の「ローヌ県」の北半分の地域にあたる。「ローヌ県」は「ボジョレ」という province と別の province である「リヨネ」の一部が合併してできた新しい領域ということになる。また、province の下位区分の pays のレベルで数えるとおよそ300位になるとみられる。[MOUSNIER (1974), 470-471]。

フランス革命に際し、province はなぜ目の敵にされたのか、その理由として二つあると考えられる。一つは、今述べたように province の大きさの違いが著しく、国民の代表を選ぶ行政区域として不適切な点、二つ目に、アンシャン・レジーム期の地方制度そのものが錯綜していて、国民の代表を選ぶための単位としては不適切である点が上げられる。以下、主に羽貝正美氏の論文に依拠しながら考察を進めていき、適宜その他の参考資料にもあたることとする。

(2) ひところ南仏ブームで注目された「プロヴァンス」は *Provence* とつづるが、province が変化したものである。二つの単語の発音は異なるのだが、日本語では区別できないので、どちらもカタカナで「プロヴァンス」と表記せざるをえない。*Provence* はフランスの province の一つということである。

(3) 筆者は、1753年当時の province の数については、MOUSNIER (1974) の470ページを参照したが、当のムニエは Pierre Doisy の1753年の著作を参照している。DOISY, Pierre (1753), *Le royaume de France et les Etats de Lorraine, disposés en forme de dictionnaire contenant les noms de toutes les provinces...*, Paris. 筆者は未見であることをお断りしておく。

1789年9月29日の議会報告には次のような告発を見ることができる。

「王国は、多様な制度あるいは権力が存在するのと同じ程に様々な区域に分割されている。即ち宗教的見地から見れば司教区（diocèses）に、軍事的見地から見れば地方総督区（gouvernements）に、行政的見地からすれば総官区（généralité）に、さらに司法的見地からすればバイヤージュ（baillages）に。

かかる区域のどれ一つをとっても、代表性原理に基づく秩序（l'ordre représentatif）に、有効にあるいは適切に用いることはできない。管轄範囲において著しい不均衡が存在するばかりでなく、この旧弊な区域——一体、いかなる政治的配慮にも根拠を持たず、ただ慣行のみがそれを許容し得るものとするのだが——は、地方の見地からも国家的にも様々な点から見て多くの欠陥を内包している」と〔羽貝（1990）、64〕。

ここから読み取れるのは、さまざまな職務に応じて出先機関が存在していて、監督官が職務執行するときに依拠する区域が、微妙にずれながらも重複しているということである。国民の代表を平等に選出するための区域として、従来の行政区域はいずれも不適格であるということである。と同時に、国民そのものの意識改革のためにも従来の区域、とりわけ province や pays との決別が望まれた。人々の意識を、誤解を恐れずに言えば狭い「おらがくに意識」から解放し、国民国家の「国民」意識、あるいは公共精神へと高めていく必要があった〔PASQUIER (2012), 55〕。

このような不都合を克服するために打ち出されたのが、1789年8月4日夜の封建的諸特権廃止の国民議会決議である。8月11日にデクレ⁽⁴⁾として成文化された。その第10条には、次のように、地域的諸特権の廃止についての規定がある。

「国民的な憲法と公的自由は、一部の地方が享受してきた諸特権に比べ、諸地方にとって一層有益であり、且つ、その特権の犠牲が国家のあらゆる部分の緊密な統合（l'union intime）に必要であるという理由から、地方（province）、大公領、地域（pays）、小郡（canton）、都市及び住民共同体のもつ、経済上の、あるいは他のあらゆる種類の一切の個別的特権は永久に廃止され、すべてのフランス人の共通の権利（droit commune）の中に融合する」と〔羽貝（1990）、73-74〕。

7月14日に既に設置されていた憲法委員会（Comité de Constitution）が、9月13日刷新され、そこで画一的行政区画創設が話し合われた。行政区域改革問題に最も貢献した委員ジャック-ギョーム・トゥーレの発言を、以下、再び羽貝氏の叙述から引用したい。

「では総面積二万六千平方里、総人口二六〇〇万人、能動的市民四四〇万人と算定された王国をいかに組織すべきか。その領域的基礎として不可欠の条件が『共通の区域』（resort commun）、『均一の区域』（resort unique）の確立である。八〇の『県』（département）への王国の分割構想はその具体化に他ならない。旧来の区域を最大限尊重しつつ分割された県は、各々面積三二四平方里（lieues carrés）、内部で同面積の九コミューン（communes）に区画される。各コミューンはさらに同面積の九カントン（cantons）に細分される。結果として『八〇県→七二〇コミューン→六四八〇カントン』という三段階の階層的な地方秩序が成立する」と〔羽貝（1990）、74-75〕。

(4) デクレ décret とは、国民議会で可決された法律となるべき文書をさす。

この委員会案は、国民議会での審議を経て、83県への王国の分割が決定した。上記引用中にある「面積三二四平方里 (lieues carrés)」とは、具体的には「県内のどこからでも県庁所在地まで四八時間以内に馬車で往復できることとされ、これは半径およそ三〇～四〇キロメートルの地域に相当する」とのとされた [大山 (1993)、82]。その後、ナポレオン一世の帝政下で、「県」には、中央政府から任命される「県知事 ^{プレフェ} préfet」が派遣され、フランスの中央集権を象徴する存在として捉えられてきたのである⁽⁵⁾。

以上、本章で考察してきた「地方 province」の廃止と「県 département」の創設は、フランス革命の標榜する「国民主権」と「平等原理」を具体化する作業であった。それは人々に「地方」へのアイデンティティを克服し、ナショナル・アイデンティティの覚醒を促そうとするものであった。

2. 「地域圏 (州) région」の創設

前章において、フランスがいかにして「中央集権制」を特徴とする国柄を獲得するに至ったかについて、歴史的に考察をおこなった。そこでの課題は、「地方 province」の廃止と「県 département」の創設であった。

ところで、フランスの地方行政の基礎的単位についてまだ触れていない問題がある。それは「コミューン commune」の問題である。日本の市町村に当たるが、フランスでは日本のような行政上の市・町・村の区別はない。人口225万人のパリも人口200人程度のカマンベール (チーズで有名) も「コミューン」である。ただし日本ではわかりやすくするために、あえて「パリ市」、「カマンベール村」という風に人口規模で区別して呼び習わしている。コミューンは、アンシャン・レジーム期の教会区や中世都市がそのまま生き残ったものであり、大革命当時、その数はおよそ44000もあったというが、今日でも (2013年現在)、その数はフランス本国だけで36552もある [大山 (2013)、189-190: 岡部 (1999)、47]。しかし、大多数のコミューンは人口2000人未満で、人口1人というコミューンも存在する⁽⁶⁾。ここにフランスのコミューンが抱えるユニークな問題がある。まさに「行政能力のない弱小市町村の存在は、従来からフランス地方自治の弱点であった」 [大山 (1993)、86]。このような事態を改善するために、コミューン合併が計画されたこともあるが、成果はあがっていない⁽⁷⁾。日本ではこのような場合、安易に、また頻繁に市町村合併が行われ、由緒ある地名の消失を嘆く声が聴かれるが、フランスでは、今日、コミューンそのものに手をつけることは一種のタブーのようになって

(5) しかし、実際の県知事は、少なくともナポレオン時代を除けば、中央政府の意向を強引に上意下達で押し付ける暴君のような存在だったというわけではない。確かに県知事は、1982年のミッテランによる分権改革まで、コミューン議会の決定を覆し、場合によっては議会の解散を命じる力を持っていたが、実際に行使することはまれであったという指摘がある。県知事はむしろ、地元の意向を中央に伝える役割を果たしており、「すべてを国の決定にゆだねる中央集権体制が存在した」というのは「神話」であるという [大山 (2013)、176]。

(6) ロッシュフルシャ Rochefourchat。フランス最小のコミューン。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%AD%E3%83%82%B7%E3%83%A5%E3%83%95%E3%83%AB%E3%82%B7%E3%83%A3> (最終アクセス日、2017年1月29日)

(7) 1971年の通称マルスラン法により、合併市町村への補助金増額など優遇措置を講じて合併を推進したが、合併は150件程度で、いったん合併したコミューンが、旧コミューン同士の政治的対立から再分離してしまう事例もあった [大山 (1993)、87]。

おり、行政の効率化を図るため、特定の職務に関して、複数のコミューンの中で協力組織を作り、コミューンの行政能力の不足を補っている [大山 (1993)、87；磯部 (1990)、110-111]。

前章で引用したトゥーレの「80県 → 720コミューン → 6480カントン」という発言も、このような状況への改善意向から出てきたものであると思われる。トゥーレの提案は、コミューンをフランス全土で720に絞ることであるが、前述のごとく当時コミューンは44000あったという事実を考えると非現実的な提案であったように思われる。

今日のフランスにおいて、もはや「コミューン」と「県」そのものを空間的に改変することは考慮されないのが実情である。地方行政制度を改善するには、古いものを廃止するのではなく、既存のものを利用するか、新しい制度を作るしかない。前述のように特定職務領域をコミューン連合体で協力し合うことが前者であるとすれば、「地域圏 région」の創設は後者ということになる。

前章で「地方 province」の廃止について論じたが、今日機能している「地域圏 région」と外観的には同じもののようにも見える。ことに日本語では province も région も「州」と訳す場合もあり、なおさらそのような印象を与える⁽⁸⁾。

磯部氏は région について、「基本的には（付点筆者）歴史的プロヴァンスに相当することが多く…」と述べている [磯部 (1990)、114]。《région》は《province》の連続ないしは復活なのであるうか。本章では、région と province の関係性について考察してみたい。

磯部氏は région について次のように述べている。「レジオンはもともとヴィシー政権および第四共和制期に、もっぱら戦時体制の危機管理のための広域機関として発足したものであって、その後の経済成長期には、主として国土整備計画・地域開発のための公共投資単位（国の行政区画）としての役割を果たすことになる」と [磯部 (1990)、114-115]。

ここで確認できるのは、きわめて時事的・実用的・経済的な理由により、「県」よりも広域な行政単位が要求されたということである。しかし、単に状況に的確に対処した現実的対応だったとは言え、これは、革命以来の地方制度の伝統—「コミューン」と「県」の二層構造—を否定することにつながりはしないのだろうか。そのことを考える前に、région を作ろうとする動きはいつ頃始まったのか、について確認しておきたい。

ナポレオン1世の時代、強い権力を持つ「県知事」を戴く「県」を通して、中央集権体制は確立したが、その後フランスの政治体制はめまぐるしく変転する。共和制という形で体制が安定するまでは、地方において反革命の恐れがあり、県知事を通して厳しく監視する必要もあった。しかし、第三共和制が安定する19世紀末になると、むしろ中央集権の弊害が指摘されるようになってくる。その後フランスは、いわゆる「ベル・エポック」という繁栄の時期を迎えるが、経済活動の観点からは、首都パリだけに人口が集中し、地方は過疎化してしまうというアンバランスな状態は決して望ましいことではなかった [PASQUIER (2012), 59]。首都と諸地方がバランスある発展を遂げるためには、中央集権の風潮を変える必要があると考えられた。そのような中で登場したのが「レジオナリズム

(8) 澤田美和氏は région を「地域圏」とし、服部有希氏は「州」としている。概して研究者は「地域圏」を、実務畑の文書では「州」としているような印象を受けるが、そうでない場合も多い。磯部氏は région を「州」と訳している。本稿においても、第一章の province 同様、フランス語で région と書いたり、フランス語の発音をカタカナで転写した「レジオン」、日本語訳の「地域圏」、「州」を適宜使い分けることとする。

régionalisme」運動である。この運動を理論的に牽引した大立者が、ジャン・シャルル＝ブラン Jean Charles = Brun (1870-1946) という人物である。シャルル＝ブランについては以前、拙稿でも触れたことがある [福留 (2011)]。しかしながら、これはあくまでも民間レベルの成果であり、第三共和政府が憲法を改正して国家体制を変えるような成果につながることはなかった。

むしろ、政府の政策として日の目を見たのはヴィシー政府においてであった。しかしながら、周知のごとく、ヴィシー政府はフランス本土全体を支配していたわけではないし、またその支配も4年間という短い期間で連合国により解放されたので、ヴィシー政府による地方制度改革は成果をあげることなく頓挫した。

すでに述べたように、région 創設はヴィシー政権期に実現の兆しが現れ、戦後の第四共和制期に引き継がれたものであるが、その特質は、アンシャン・レジーム期の province を意識したものであるというよりも、むしろ革命の成果を継承しながら時代の変動に照応するものであり、決して古色蒼然としたアナクロニズムではない。そのことについて、実はすでに論じたことではあるが、再度かいつまんで整理しておきたい [福留 (2011)]。

実は、ヴィシー政権期の地方制度改革については、二つの流れが存在していた。そのことは、ヴィシー政権そのものの二律背反的性格を反映したものであったことと照応する。ヴィシー政権とは、「王党派の伝統主義者と左翼のサンディカリストと近代化論者の寄合所帯という曖昧な体制」 [谷川/渡辺 (2006)、195] であり、シャルル・モーラスらアクション・フランセーズに代表される「伝統主義者」がイデオロギー的な主張を展開し、専門的な知識と実務能力を持つテクノクラートらが実務を担っていた。地方制度改革に関しても、前者の流れと後者の流れがあった。

前者の改革案は、フランス全土を province で分割し、各 province のトップを「^{グヴェルヌール}総督 gouverneur」と称するというものである。この呼称はアンシャン・レジーム期の「地方総督 gouverneur de province」の復活である。一方、後者の改革案は、磯部氏が「戦時体制の危機管理のための広域機関として発足したもの」と捉えた実務テクノクラートらが推進した地方制度改革であり、ヴィシー政府の地方制度改革案として日の目を見たのはこちらの改革であった。

それでは前者——すなわち「王党派の伝統主義者」を中心とした「国民評議会」の改革案は、アンシャン・レジームの province を復活させたものと言えるであろうか。こちらの改革案も、革命で成立した「県」を廃止して、province を編成するのではなく、「県」の制度は温存したままで、複数の「県」をひとつの région にまとめるというものである点から、必ずしも復古一辺倒というわけでもなく、こちらむしろプラグマティックな判断に裏打ちされたものであるとも捉えることができる。 [福留 (2011)、251-252]。

以上に述べたことからヴィシー政権期の地方制度改革について次のようなことが言えよう。すなわち、二つの改革案は、どちらも、「県」の制度をそのまま残して基本単位とし、それら「県」をいくつかまとめて新たな広域連合組織を設立したという点において、アンシャン・レジーム期の province とは似て非なるものである。

ヴィシー政権期の地方制度改革は、第四共和制期を経て、第五共和制のド・ゴールのもと、フランス本土を21の région に分ける自治体化法案に受け継がれる⁹⁾。しかし、ド・ゴールの提案は国民投票

にかけられたものの否決され、結果的にド・ゴールは大統領を辞任することとなる。続くポンピドゥー政権において（1972年）、région は「公施設法人 établissement public」の地位を与えられ、諮問機関として任命制の議会が置かれることになる [大山（2013）、192]。さらに1982年、ミッテラン政権下の第一次分権化改革において、地方公共団体として承認された [大山（1993）、85]⁽⁹⁾。

2003年には、シラク大統領のもと、共和国の地方分権化に関する憲法改正が行われた [財団法人（2009）、14]。憲法第1条第1項は次のようになっている。

「フランスは一つにして不可分、非宗教的で民主的、社会的な共和国である。フランスは出自、人種あるいは宗教の区別なく、あらゆる市民の法の前の平等を保障する。フランスはあらゆる信条を尊重する。フランスの組織は地方分権化される」⁽¹⁰⁾。

ここで問題になるのは、「フランスは一つにして不可分」、「法の前の平等」という部分と「フランスの組織は地方分権化される」の部分の整合性であろう。前者の考え方は「中央集権的フランス」そのものであり、後者は「多様性の尊重」という意味合いから、相互に対立する意味をはらむものと考えられることができるからである [財団法人（2009）、15]。

改革はサルコジ大統領の下、2010年の「地方公共団体の改革に関する法律」が公布されたが、2012年の政権交代で事実上廃止となった [澤田（2015）、135]。しかし、オランドも地方制度改革に積極的な姿勢を見せ、本稿「はじめに」で述べた2014年の改革にいたるのである。以上が、région の創設から現在までのあらましである。ここで改めて、本章冒頭の問いである région と province との関係性について考えてみたい。

前述したごとく、2015年までの région の領域はかつての province と重なるものも多い。また、région の名称も、province の伝統的名称を踏襲しているものが多い⁽¹²⁾。

その意味では province と région の間に一種の連続性を見て取ることも可能かもしれない。しかし、région は前述のように、ヴィシー政権のテクノクラートを中心とした地域圏構想以来、今日の13地域圏に至るまで、主に経済的理由、さらに言えばEU統合の進展に伴っての変革という側面が強い。フランス革命以来、フランスの地方行政制度は、「コミューン」と「県」の2層性を特徴とすることは前述したが、région の登場で「3層性」が指摘され、さらにEU統合の進展とともに、「国家」とEU、そして「コミューン間の広域連合体」を加えた「6層性」まで指摘される現状である [澤田（2015）、133]。重なり合う地方自治体の簡素化と効率化による財政赤字削減が当面喫緊の課題である所以である。本稿の「はじめに」に述べた、région の合併もこの流れで理解されるものであろう。

しかし、région という「領域」の画定は、「県」の人工的区分同様、合理的な側面からのみ計画策定され、実施されたものであろうか。合理性のみを理由に隣接する région を合併させたに過ぎない

(9) のちにコルシカ島を加えて22地域圏が成立した。

(10) La loi relative aux Droits et libertés des communes, départements et régions「コミューン、県およびレジオンの権利と自由に関する法律」

(11) 第1条第一項全文の原文は以下のとおり。La France est une République indivisible, laïque, démocratique et sociale. Elle assure l'égalité devant la loi de tous les citoyens sans distinction d'origine, de race ou de religion. Elle respecte toutes les croyances. Son organisation est décentralisée.

(12) アルザス、オーベルニュ、ブルターニュ、ブルゴーニュ、フランシュ・コンテ、リムーザン、ロレーヌ、ピカルディなど。

のであろうか。

ここで問題になるのが province と région の関係である。領域画定のありようを見ると、région は province を継承しているとも見ることができよう。しかし両者の境界画定の根拠は異なっている。province については前述のごとく、その歴史性が根拠となるのに対し、région は19世紀以来の経済の近代化、さらに言えば、第二次世界大戦後 EU 統合、もっと言えば、急速に進展するグローバリゼーションの流れに対応すべく模索された制度であると考えられる。したがって、province の「復活」のようなアナクロニズムと捉えることはできない。しかし、経済的規模としての観点からフランス政府が機械的に境界策定を行ったとの見方にも疑問を覚えるのである。région はまったく現代的現象ではあるが、さりとてその原初的な側面も否定できないのではないだろうか。むしろ région が定着するためにも、province との連続性がある意味「発見」されることになるのではないかと思われるのである。

おわりに

革命に際し、煩雑な区域区分を簡素化し、行政効率を上げる目的で、従来の「地方 province」を廃止し、「県 département」に分割したが、かえって非効率になることが19世紀以降、明らかとなってきた。そこで、「県」と国の間に、「県」を束ねた形の行政単位を創設する構想が練られた。たとえば、ジャン・シャルル＝ブランのようなレジヨナリストの仕事をあげることができる〔福留（2011）、257-262〕。しかし、実務的に地方制度改革が進められたのは第二次世界大戦後のことであった。地方制度改革は、ド・ゴール大統領を嚆矢として、以後の歴代大統領の重要な課題となった。その過程で誕生したのが région である。région は、外見的には旧来の province を継承しているように見えるが、前章で考察したように、それは現代の要請に応えるべく誕生したものである。しかし、その領域の画定を、革命時の「県」のように、人工的に行ったのでは人々に受容されるのは難しいのではないか。その意味で、かつての province が、その領域ではなく、歴史や文化、伝統、言語といった要素においてクローズアップされるのではないかと思われるのである。

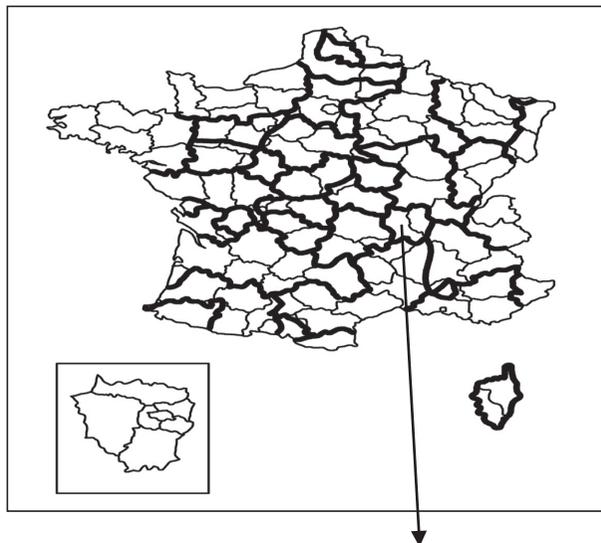
しかし、そのような指向は、「フランスの解体」へとつながる可能性もないわけではない。地域の個性の追求と、フランスのナショナル・アイデンティティの追求は、バランスを保ちつつ共存することができるのか、今後も注視していきたい。

参考文献

- 飯島淳子（2004）、「フランス地方制度改革の現状」、『平成 24 年度比較地方自治研究会調査研究報告書』、比較地方自治研究会、107-127 ページ、127 ページ。
- 磯部力（1990）、「フランスにおける新しい国・自治体関係」、『比較行政研究』、年報行政研究 25、日本行政学会編。
- 大山礼子（1993）、「地方自治と分権改革」、『フランスの政治』、奥島孝康・中村紘一編、早稲田大学出版部。
- 大山礼子（2013）、『フランスの政治制度』〔改訂版〕、東信堂。
- 岡部造史（1999）、「フランス第三共和政期の地方制度改革——一八八四年『コミューン組織法』の論理——」、『史学雑誌』第 108 編第 7 号。
- 佐藤彰一（2001）、「第 3 章 中世フランスの国家と社会」、『新版世界各国史 12 フランス史』、福井憲彦編、山川出版。
- 財団法人自治体国際化協会〔財団法人（略）〕（2009）、『フランスの自治』、160 ページ。

- 澤田美和（2015）、「フランス地域圏の行方」、『人文社会科学論叢』No.24。
- 羽貝正美（1990）、「フランス革命と地方制度の形成—『地方（プロヴァンス）』の克服と『県（デパルトマン）』の創出を中心に—」、『18世紀の革命と近代国家の形成』（『年報政治学』）、日本政治学会。
- 服部有希（2014）、「フランス—単一国家における分権化改革—」、『21世紀の地方分権—道州制論議に向けて—』、国立国会図書館調査及び立法考査局。
- 福留邦浩（2011）、「ヴィシー政権期における『フェリブリージュ』並びに『オクシタン研究協会 SEO』の動向に関する一考察—地方制度改革とオック語の公教育化をめぐる—」、『立命館国際研究』24巻1号。
- MOUSNIER, Roland (1974), *Les institutions de la France sous la monarchie absolue : 1598-1789, Tome I, Société et État*, Paris, Presses universitaires de France.
- PASQUIER, Romain (2012), *Le pouvoir regional : Mobilisation, décentralisation et gouvernance en France* (Gouvernance), Presses de la Fondation Nationale des science politique.

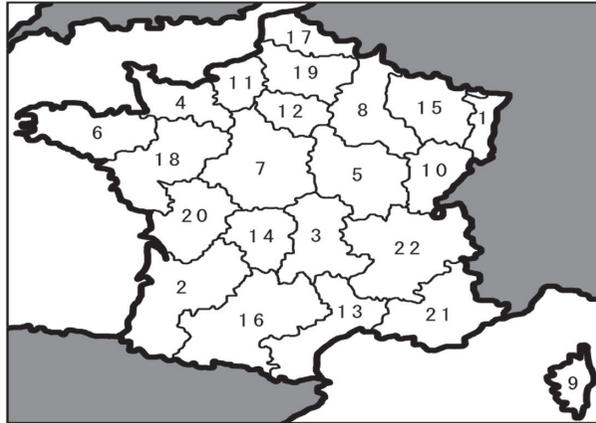
地図1 フランス革命勃発時の「地方」区分と県



黒太線の囲みがリヨネ地方（左：ロワール県、
右：ロヌ県。ロヌ県の北半分がボジョレ地方）

出典：柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦『世界歴史体系 フランス史Ⅱ』、1995年。山川出版社、98ページの地図をもとに筆者作成

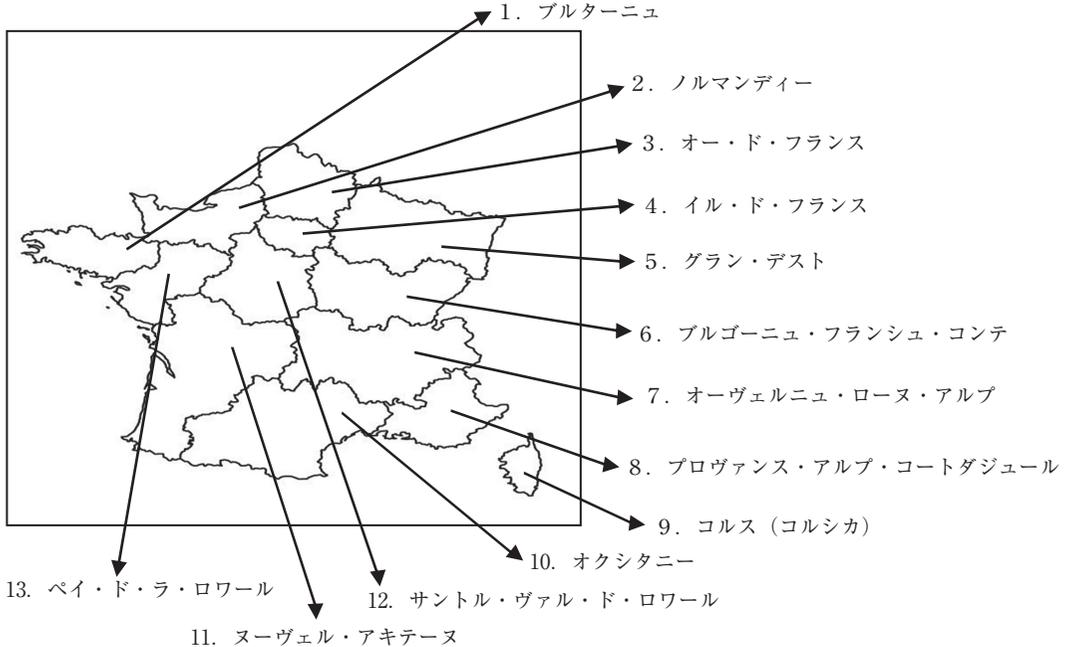
地図2 région の名称および2015年までの région の地図 22 régions



- 1. アルザス 2. アキテーヌ 3. オーヴェルニュ
- 4. バス＝ノルマンディ 5. ブルゴーニュ 6. ブルターニュ
- 7. サントル＝ヴァール・ド・ロワール 8. シャンパーニュ＝アルデンス
- 9. コルス (コルシカ) 10. フランシュ・コンテ
- 11. オート・ノルマンディ 12. イル・ド・フランス
- 13. ラングドック＝ルション 14. リムーザン 15. ロレーヌ
- 16. ミディ＝ピレネー 17. ノール 18. ペイ・ド・ラ・ロワール
- 19. ピカルディ 20. ポワトゥ＝シャラント
- 21. プロヴァンス＝アルプ＝コートダジュール 22. ローヌ＝アルプ

<https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/a/af/FranceRegionsNumbered.png>
 HP の地図を元に筆者作成

地図3 2016年の改革後の地域圏 13 régions



出典：2016年6月25日の le figaro 掲載の地図を元に筆者作成